

2

平成 26 年第 2 回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案説明資料

平成 26 年 7 月 31 日

目 次

議第 13 号 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例及び東濃西部広域行政事務組合分担金
条例の一部を改正するについて

議第 14 号 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて

議第 15 号 平成 26 年度東濃西部ふるさと活性化基金特別会計補正予算（第 1 号）

・東濃西部広域行政事務組合特別会計条例及び東濃西部広域行政事務組合分担金条例の
一部を改正するについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

・東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて・・・・・・・・・・ 5

・平成 26 年度会計別補正予算表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

議第 13 号

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例及び東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

現在行われている消費生活相談事業については、東濃西部ふるさと活性化基金条例施行規則第 2 条第 1 項第 5 号に規定する東濃西部広域行政事務組合で新たに実施する事業の準備等に関する事業として、ふるさと活性化基金運用益及び岐阜県の消費者行政活性化基金補助金を財源に事業を行なっている。

国の方針により、将来的には自主財源により運営していくことになる見込みであるが、その前段として、平成 27 年度から事業を特別会計化し、現在のふるさと活性化基金運用益に加え、各市からの負担金とあわせ事業を行なうよう所要の改正を行うもの。

また、平成 25 年度をもって東濃看護専門学校建設事業債の償還が終了したため、看護専門学校施設費負担金を削除するもの。

【改正内容】

・東濃西部広域行政事務組合特別会計条例

「東濃西部地域消費生活相談事業特別会計」を追加。

改正文中に、事業固有の収入ではない「ふるさと活性化基金運用益」を歳入とする記載をしていないが、将来的にはふるさと活性化基金運用益なしで事業を実施することを鑑み、当面「その他附属収入」に運用益を含むものとし、改正を行う。

・東濃西部広域行政事務組合分担金条例

「東濃西部地域消費生活相談事業負担金」の項目を追加。

負担金割合は、人口割 100 分の 60、相談件数割 100 分の 40 とする。

「看護専門学校施設費負担金」の項目を削除。

【施行日】

本条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>東濃西部広域行政事務組合特別会計条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 東濃看護専門学校事業特別会計 (2) 東濃西部少年センター事業特別会計 (3) 東濃西部ふるさと活性化基金特別会計 (4) 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計 (5) 東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計 (6) 東濃西部地域消費生活相談事業特別会計</p> <p>第2条～第6条(略)</p> <p>(東濃西部地域消費生活相談事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第7条 東濃西部地域消費生活相談事業特別会計においては、<u>分担金その他附属収入をもってその歳入とし、消費生活相談事業費その他諸支出をもってその歳出とする。</u></p>	<p>東濃西部広域行政事務組合特別会計条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 東濃看護専門学校事業特別会計 (2) 東濃西部少年センター事業特別会計 (3) 東濃西部ふるさと活性化基金特別会計 (4) 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計 (5) 東濃西部看護師修学資金貸付事業特別会計</p> <p>第2条～第6条(略)</p>

新	旧																
<p>東濃西部広域行政事務組合分担金条例</p> <p>第1条略 (分担金の分賦)</p> <p>第2条 分担金の分賦は、次の表に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費用項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">負担区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般経費負担金</td> <td style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口割</td> <td style="text-align: center;">100分の40</td> </tr> </tbody> </table>	費用項目	負担区分		一般経費負担金	均等割	100分の60	人口割	100分の40	<p>東濃西部広域行政事務組合分担金条例</p> <p>第1条略 (分担金の分賦)</p> <p>第2条 分担金の分賦は、次の表に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">費用項目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">負担区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般経費負担金</td> <td style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口割</td> <td style="text-align: center;">100分の40</td> </tr> </tbody> </table>	費用項目	負担区分		一般経費負担金	均等割	100分の60	人口割	100分の40
費用項目	負担区分																
一般経費負担金	均等割	100分の60															
	人口割	100分の40															
費用項目	負担区分																
一般経費負担金	均等割	100分の60															
	人口割	100分の40															

新			旧		
看護専門学校運営費負担金	所在市特別負担割	100分の40	看護専門学校運営費負担金	所在市特別負担割	100分の40
	所在市以外人口割	100分の30		所在市以外人口割	100分の30
	学生数割	100分の30		学生数割	100分の30
東濃西部看護師修学資金貸付基金負担金	看護専門学校運営費負担金に同じ。		看護専門学校施設費負担金	多治見市	100分の42.60
				瑞浪市	100分の16.25
				土岐市	100分の41.15
東濃西部看護師修学資金貸付基金負担金	看護専門学校運営費負担金に同じ。		東濃西部看護師修学資金貸付基金負担金	看護専門学校運営費負担金に同じ。	
少年センター運営費負担金	人口割	100分の100	少年センター運営費負担金	人口割	100分の100
東濃地域医師確保奨学基金負担金	貸付負担金	管理者が東濃地域医師確保奨学資金等の被貸付者に対して、当該奨学資金等の償還の免除をする場合における多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市及び恵那市に係る免除額	東濃地域医師確保奨学基金負担金	貸付負担金	管理者が東濃地域医師確保奨学資金等の被貸付者に対して、当該奨学資金等の償還の免除をする場合における多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市及び恵那市に係る免除額
	事務費負担金	均等割		100分の100	事務費負担金
東濃西部地域消費生活相談事業負担金	人口割	100分の60			
	相談件数割	100分の40			
備考			備考		
1 人口割は、予算の属する年度の前前年度の3月31日現在における人口の割合による。ただし、平成18年度予算にかかる人口割は、平成17年3月31日現在における笠原町の人口を多治見市の人口に加算して算定			1 人口割は、予算の属する年度の前前年度の3月31日現在における人口の割合による。ただし、平成18年度予算にかかる人口割は、平成17年3月31日現在における笠原町の人口を多治見市の人口に加算して算定		

新	旧
<p>するものとする。</p> <p>2 学生数割は、予算の属する年度の前年度の4月1日現在における構成市内の医療機関等に勤務する学生の割合による。ただし、平成18年度予算にかかる学生割は、平成17年4月1日現在における笠原町の学生数を多治見市の学生数に加算して算定するものとする。</p> <p>3 <u>相談件数割は、予算の属する年度の前前年度において、消費生活相談事業における相談員が受けた、相談者の住所地毎の相談件数の割合による。</u></p>	<p>するものとする。</p> <p>2 学生数割は、予算の属する年度の前年度の4月1日現在における構成市内の医療機関等に勤務する学生の割合による。ただし、平成18年度予算にかかる学生割は、平成17年4月1日現在における笠原町の学生数を多治見市の学生数に加算して算定するものとする。</p>

議第 14 号

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃地域医師確保奨学資金等貸付の拡充を図ることを目的とし、東濃地域医師確保奨学資金担当課長会議において検討をした結果、償還の免除、償還の裁量免除、償還の利息を改める。

【改正内容】

- 1 通算して貸付期間の2倍に相当する期間（管理者がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）を上限として、特定診療従事医師として指定医療機関の業務に従事しないことができる。
- 2 償還免除に必要な勤務期間に臨床研修期間は含まれないが、指定医療機関が指定した医療機関において臨床研修を行った場合に限り、2分の1の期間を勤務期間に算入する。
- 3 指定医療機関の業務に従事した期間が1年を超え、必要勤務期間に満たないときに一部償還免除を認める。
- 4 管理者から償還請求を受けた日の翌日から償還完了の日までの日数に応じ、償還すべき額につき原則年7.3パーセントの利息が発生していたが、廃止する。
- 5 交付を受けた日から起算して貸付利息を年10パーセント発生するようにする。
- 6 延滞利息を原則年14.6パーセントから年5パーセントとする。

【施行日】

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第11条第1項の規定は、施行日以後に貸付けの決定をした奨学資金等から適用し、施行日前に貸付けの決定をした奨学資金等については、なお従前の例による。

新旧対照表

新	旧
第1条～第8条（略） （償還の免除）	第1条～第8条（略） （償還の免除）

新	旧
<p>第9条 管理者は、奨学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学資金等の償還及び利息の支払いの全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、引き続き、規則で定める医師（以下「特定診療従事医師」という。）として貸付期間の3分の2に相当する期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間。以下「特定診療従事期間」という。）</u>、指定医療機関の業務に従事したとき。ただし、特定診療従事期間を満了するまでの間、<u>通算して貸付期間の2倍に相当する期間（管理者がやむを得ない事由があると認められた場合を除く。以下同じ。）</u>を上限として、<u>特定診療従事医師として指定医療機関の業務に従事しないことができる。</u></p> <p>(2) <u>臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、引き続き、特定診療従事医師以外の医師として貸付期間に相当する期間（以下「診療従事期間」という。）</u>、指定医療機関の業務に従事したとき。ただし、<u>診療従事期間を満了するまでの間、通算して貸付期間の2倍に相当する期間を上限として、特定診療従事医師以外の医師として指定医療機関の業務に従事しないことができる。</u></p> <p>2 前項第1号の<u>特定診療従事期間</u>及び同項第2号の<u>診療従事期間</u>（以下「必要勤務期間」という。）が3年に満たないときは、これをそれぞれ3年とする。</p> <p>3 次の各号に掲げる期間は、<u>必要勤務期間に含まれるものとする。</u></p>	<p>第9条 管理者は、奨学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学資金等の償還及び利息の支払いの全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、直ちに引き続き（管理者がやむを得ない事由があると認められた場合を除く。次号において同じ。）</u>、規則で定める医師（以下「特定診療従事医師」という。）として奨学資金等の貸付けを受けた期間の3分の2に相当する期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）、<u>指定医療機関の業務に従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、直ちに引き続き、奨学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間、特定診療従事医師以外の医師として指定医療機関の業務に従事したとき。</u></p> <p>2 前項第1号の<u>奨学資金等の貸付けを受けた期間の3分の2に相当する期間</u>及び同項第2号の<u>奨学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間</u>（以下「必要勤務期間」という。）が3年に満たないときは、これをそれぞれ3年とする。</p> <p>3 第1項の指定医療機関の業務には、<u>必要勤務期間内において指定医療機関で受ける専門研修を含むものとする。</u></p>

新	旧
<p>(1) 指定医療機関において専門研修を受ける期間</p> <p>(2) 指定医療機関が指定した医療機関において行った臨床研修の期間の2分の1の期間 (償還の裁量免除)</p>	<p>(償還の裁量免除)</p>
<p>第10条 前条に規定する場合を除くほか、管理者は、奨学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該奨学資金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 指定医療機関の業務に従事した期間が1年を超え、必要勤務期間に満たないとき。</p> <p>(2) 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったとき。</p> <p>(償還)</p>	<p>第10条 前条に規定する場合を除くほか、管理者は、奨学資金等の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、当該奨学資金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(償還)</p>
<p>第11条 奨学資金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、貸付を受けた日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの日数(貸付期間の2倍に相当する期間を上限として、特定診療従事医師又は特定診療従事医師以外の医師として指定医療機関の業務に従事しない期間を除く。)に応じ、償還すべき額につき年10パーセントの割合</p> <p>で計算した利息を加えた額を管理者の定める日(次項において「償還期日」という。)まで一括して償還しなければならない。</p> <p>(1) 第8条第2項の規定により奨学資金等の</p>	<p>第11条 奨学資金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者から償還請求を受けた日の翌日から償還完了の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年7.3パーセント(各年の特例基準割合(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合。次項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。)で計算した利息を加えた額を管理者の定める日(次項において「償還期日」という。)まで一括して償還しなければならない。</p> <p>(1) 第8条第2項の規定により奨学資金等の</p>

新	旧
<p>貸付けが停止されたとき。</p> <p>(2) 第9条の規定による償還免除の条件を満たさないと認められるとき。ただし、前条の規定により償還の裁量免除を受けた場合を除く。</p> <p>(3) 大学を卒業後3年以内に医師の免許を取得できなかったとき。</p> <p>2 前項に該当する者が、正当な理由がなく、償還すべき額を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年5パーセント</p> <hr/> <p>の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>第12条～第13条 (略)</p>	<p>貸付けが停止されたとき。</p> <p>(2) 第9条の規定による償還免除の条件を満たさないと認められるとき。ただし、前条の規定により償還の裁量免除を受けた場合を除く。</p> <p>(3) 大学を卒業後3年以内に医師の免許を取得できなかったとき。</p> <p>2 前項に該当する者が、正当な理由がなく、償還すべき額を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年14.6パーセント(償還期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(特例基準割合が年7.3パーセントに満たない場合は、当該特例基準割合))の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>第12条～第13条 (略)</p>

平成26年度会計別補正予算表

(単位：千円)

議案番号	会 計 名	補 正 番 号	補 正 前 額	補 正 額	補 正 後 の 額
議第15号	東濃西部ふるさと活性化基金特別会 計	補正第1号	30,108	829	30,937
	予 算 総 括 集 計		351,481	829	352,310

補正内容

議第15号

(単位：千円)

会 計 名	事 業 内 容	補正額	財 源		
			国県支出金	地方債	その他
東濃西部ふるさと活性化基金特別会計 (補正第1号)	前年度予算時に交付未確定であった平成26年度消費者行政活性化基金事業費補助金の交付が決定されたため。	829	829		